

令和5年度岩沼市物価高騰緊急支援給付金(こども加算分)申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)

支給市区町村(※令和5年12月1日時点の市区町村)
岩沼市長殿



裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

Table for applicant information with columns: (フリガナ) 氏名, 生年月日, 現住所, 年 月 日, 電話 ( )

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記載。

Table with 8 columns: (フリガナ) 氏名, 申請者との続柄, 生年月日, 現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる, 異なる場合には令和5年1月1日時点の住所を記載, 令和5年度住民税課税状況, 加算対象となるこども

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座)※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

Table for bank account information with columns: 金融機関名, 支店名, 分類, 口座番号, 口座名義(カナ)

Table forゆうちょ銀行 (ゆうちょ銀行) with columns: 通帳記号, 通帳番号, 口座名義(カナ)

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方等、どうしても口座による受け取りができない方は、岩沼市社会福祉課(電話0223-36-7561)にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

**【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。**

**以下、誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。**

① 令和5年度岩沼市物価高騰緊急支援給付金(子ども加算分)(以下「子ども加算給付金」という。)の以下いずれかの支給要件に該当します。

(1)非課税世帯

以下の要件を全て満たす必要があります。

ア 世帯の全員が、令和5年度住民税非課税である。

イ 世帯の全員が、令和5年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。

(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。

(2)均等割のみ課税世帯

以下の要件を全て満たす必要があります。

ア 世帯の全員が、令和5年度住民税所得割が課されず、うち少なくとも一人が住民税均等割のみ課税に該当する。

イ 世帯の全員が、令和5年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。

(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。

② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

③ 子どものが世帯主及び児童福祉法に定める措置を受けた者である場合、子ども加算の対象とならないことに同意します。

④ 既に岩沼市又は、他市町村に同様の子ども加算給付金の支給を申請している世帯・受給している世帯ではありません。

⑤ 子ども加算給付金の支給要件の該当性等を審査するため、岩沼市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める、又は提供することに同意します。

⑥ 上記の場合において、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

⑦ この申請書は、岩沼市において支給決定をした後は、子ども加算給付金の請求書として取り扱います。

⑧ 岩沼市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年7月19日までに、岩沼市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、子ども加算給付金が支給されないことに同意します。

⑨ 子ども加算給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や子ども加算給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子ども加算給付金を返還します。

提出書類

**令和5年度岩沼市物価高騰緊急支援給付金(子ども加算分)申請書(請求書)(申請を必要とする世帯の場合)(本書)**  
※必要事項をご記入ください。

『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』  
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。  
※代理人が申請・受給する場合は、原則委任状の提出(法定代理人の場合は登記事項証明書)及び代理人の本人確認書類として、公的身分証明書の写し等の提出が必要となります。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』  
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

『課税状況が証明できる書類の写し(コピー)(課税証明書や非課税証明書など)』  
※**令和4年中の収入未申告の方は必ずご提出ください。**(令和5年1月1日時点で住民登録がある自治体で申告の上、非課税・均等割のみ課税であることが証明できる書類の写し(コピー)を提出してください。)  
※市で課税状況が確認できない場合は、非課税証明書等の書類の提出を求めています。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名